

Vol.69
MARCH 2014

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

政策要望について3党と具体的な意見交換を行う①

東京都印刷産業政治連盟(東政連、森永伸博会長)では、都政への政策要望に関して、東京都議会自由民主党、都議会公明党、都議会民主党各党との定例のヒアリングに引き続き、各党と具体的な意見交換を行った。

要望事項については、(1)「印刷産業振興対策の充実」、(2)「制度融資適用資格の拡大」、(3)「環境対策の推進」、(4)「メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)の採用・普及」、(5)「災害時のBCP(事業継続計画)策定への支援」、(6)「東京都発注印刷物の入札方法の改善」に、ヒアリングで話題に上った(7)「若年者の人材確保に対する支援」を加えた7項目として、(1)(2)の事項を前段に、(3)～(7)の事項に絞って重点的に意見を取り交わし、その実現に向けて政策への反映を訴えた。

東京都議会自民党との意見交換

11月18日(月)13時より東京都議会自民党会議室において、自民党から三宅茂樹、こいそ明、高島なおき、宇田川聡史、秋田一郎、山崎一輝、堀宏道、かんの弘一各都議、東政連から森永伸博会長、野上光之・永井徹両副会長、木村篤義幹事長、松村寿夫・森田茂両副幹事長、瀬田章弘・池田幸寛両常任幹事、真山会計幹事が出席して意見交換した。

最初に東政連から次のとおり要望内容を説明した。
＜MUDの採用・普及＞

社会的に「情報」が益々重要になり、その種類・量が増大している中、誰もが適切に受取れるよう配慮されている伝達手段がまだ少ない。障がいのある方や高齢者への配慮という観念だけでなく、大震災に代表される緊急・重大時に情報入手の弱者が出ないようにすることが社会的責任である。また、東京都は国際都市として進化することを目指し、2020年に

はオリンピック・パラリンピックを開催することで、外国の方に対しても情報伝達のためのより良い社会環境づくりが求められてくる。MUDの社会的な意義を改めて認識頂き、都においてMUDの積極的な取込みを促進されたい。これに関して、都では「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」を制定し、情報提供で配慮すべき事項として色彩表現を表記しているが、まだカラーユニバーサルデザインを中心とした内容に留まっているため、デザインや文字も使った誰にも分かる伝達手法として、MUDをガイドラインとして付け加えられたい。

そして、MUDの採用にはノウハウのある印刷業界が大きな役割を担えるので、都の印刷物製作においては広告代理店への一括依頼でなく、直接印刷会社に発注されたい。



東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

政策要望について3党と具体的な意見交換を行う②

＜東京都発注印刷物の入札方法の改善／環境対策の推進＞

ダンピング受注を排除した適正入札への方策として、企画・提案能力のある者を選ぶ「企画提案(プロポーザル)方式」が漸進的に採用される方向にあるが、価格だけでなく技術力、安全性などの要素を評価することが重要である。今後「プロポーザル方式」の採用推進を考えるにおいて、その審査ポイントに日本印刷産業連合会「グリーンプリンティング(GP)認定制度」、それに関わる東京都印刷工業組合「環境推進工場登録」といった、印刷業界が進める環境対策への取組みに対する認定も評価対象に加えられる。こうした認定を入札条件の加点対象にすることで環境対策の後押しにもなるので、GP認定取得に対して助成措置を取られたい。

＜災害時のBCP策定への支援＞

震災等天変地異や新型の流行性の病気など社会を揺るがすリスクが高まる中、BCP策定は非常に重要かつ緊急な課題になっている。中小企業が多い印刷産業では、BCP策定への取組みに具体的なノウハウや資金が十分でない企業が多いため、BCP策定にスムーズに取り組めるようサポート体制の充実化が必要である。こうした中小企業事情に対し、都ではコンサルタント派遣による「BCP策定支援事業」を行っているが、支援企業の決定において、地場産業である印刷産業の事業所数を考慮した措置を取られたい。

また、災害時に備えてのデータのバックアップは、どの企業においても社内・顧客管理上極めて重要であり、特に印刷産業にとっては、印刷事業に関わる

データ保全是不可欠である。社内サーバーによるデータ保全だけでなく、セキュリティと耐震性による安全確保ができる外部保管を図ることが必要で、そのための費用に対し補助されたい。

これに対して宇田川都議が代表して、次のとおり見解を述べた。

MUDの普及については、印刷物の利便性という観点から具体的な知恵を出してもらいたい。

入札方法の改善については、不適格業者が参入して品質を確保できない恐れがあるためプロポーザル方式を試行してみたが、印刷産業界においてこの制度を十分理解した上で、適用推進の適格性に対する総意を出してもらいたい。審査ポイントの加点対象項目として挙げられたGP等環境関係の認定の採用については、プロポーザル方式の適格性の評価の上で考えることであるが、GP認定については精査したい。しかしながら、認定取得率が1割程度であり、印刷産業界で環境保全への取組みを進める中で、GP認定を取得していない事業所は環境対策が十分に取れていないという風土を作ってほしい。助成措置はそうした土壌が整った上で考えたい。

BCP策定に対する支援については、都の支援事業が印刷産業に広く及ばない状況は認識している。BCPの策定には企業によって相当の内容差があり、いかにあるべきか考えた上で支援方法に対応したい。

また、こいそ都議から、GP認定の評価について環境負荷の低減率を数字で明確に示せると説得力であるので、そうしたデータが重要であると付け加えられた。

都議会公明党との意見交換

11月25日(月)15時より都議会公明党会議室において、公明党から木内よしあき、長橋けい一、東村くにひろ、谷村たかひこ、加藤まさゆき各都議、東政連から森永伸博会長、野上光之副会長、木村篤義幹事長、松村寿夫副幹事長が出席して意見交換した。

東政連から、「MUDの採用・普及」「災害時のBCP策定への支援」の要望内容に加え、公明党からの関心に応える形で「若年者の人材確保に対する支援」について、次のとおり具体的内容を示した。

中小企業が若年者を確保する上で、中小企業単独では自社のPR力が十分でなく、組織的に業界の魅力と企業紹介を発信することが必要である。若年の求



東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

政策要望について3党と具体的な意見交換を行う③

職者とのマッチング機会について、多種の業界の会社が一堂に会して開催する会社説明会が見られるが、ミスマッチが生じていることから、特定の業界企業への就職を希望する求職者を対象にした会社説明会を開催することにより、企業・求職者双方にとって効果的な採用・就職活動ができる。こうした趣旨から、東京都印刷工業組合が実施する「合同会社説明会」はある程度成果を上げているが、都から会場施設の支援があっても求職者を惹き付けるには乏しく、場所や施設機能面から若年者を誘引できるような「合同会社説明会」が開けるよう費用の助成を行うと共に、都の公報で積極的に開催案内をされたい。

これに対して木内都議が、要望事項は総体的に社会性、具体性があるので、現場主義を標榜する党として対応を早速考えたいとして、MUDの普及については、東政連にオリンピック・パラリンピック専門委員会等があれば、都議会公明党がJOCに繋げるなど具体化できるものを取上げていきたいと述べた。また、谷村都議からは、都の「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」については来年度改正の方向で動いているとして、MUD

の反映が示唆され、ピクトラムの国際基準化への取組みに意欲が示された。

若年者の人材確保に対する支援については、東村都議が次のとおり約束した。

東京都印刷工業組合主催「合同会社説明会」について、1業界が単独のイベントとして行っているのは珍しく、業界説明と共にある程度の会社が集まってブースで就職活動することで、マッチングの成果を上げているのは素晴らしい取組みである。1業界にだけ肩入れはできないが、場所の問題への対応を含め、例えば東京国際フォーラムで都の冠の下に地場産業のいくつかの業界団体が集まって合同会社説明会を行うということであれば、公平の下で雇用・就職支援を推進できる。都が行っている合同会社説明会は多業種の会社が集まってのイベントであり、そのうち1回は産業別として幾つかの業種で括って開催する方が適切であり、複数の業界団体による合同会社説明会の開催として都議会に諮れる。東京都印刷工業組合クローズでなく他の印刷関連団体にも開放しているので説得力があり、今後、東京都印刷工業組合と連絡を取りながら実現化に向け検討していきたい。

都議会民主党との意見交換

12月2日(月)15:00より都議会民主党会議室において、民主党から酒井大史、大西さとる、中山ひろゆき各都議、東政連から佐竹一郎、野上光之、永井徹各副会長、木村篤義幹事長、森田茂副幹事長が出席して意見交換した。

東政連から、「MUDの採用・普及」「災害時のBCP策定への支援」「東京都発注印刷物の入札方法の改善／環境対策の推進」について、それぞれ具体的な要望の説明に加え、次のとおり付け加え取組みを求めた。

MUDの採用については、大阪などの自治体の方が印刷物発注の採用基準に取入れている。適用には取っ掛かりが必要であり、オリンピック・パラリンピックに照準を合わせるなら、今から自治体の文書にMUDの表記を取入れるだけでも推進力になる。MUD教育検定の制度もあるので、普及の仕組みとして考えてもらうのも一考である。BCPに関しては、東京都帰宅困難者対策条例で事業所における災害時の備蓄が示されたが、消費期限があるため自社負担が大きい上に、地元の災害対策で帰宅困難者を引受けるとなるとさらに負担になるので、早急な助成対応を求めたい。

都発注印刷物の入札方法の改善については、入札条件としてGP認定だけでなく印刷産業界が進める環境対策や情報セキュリティへの取組み企業に優位性を与えることで、品質の確保に繋がってくる。認定のない企業を排除するのではなく、環境対策や情報セキュリティの推進を評価して優先順位を付けてほしい。

これに対して民主党からは、特に入札問題については精査した上で考えたいとして、要望事項について総体的に対応を検討していきたいとした。



東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係税制）＜中小企業庁発表＞①

東政連では、税制について自民党東京都支部連合会を通じて要望を行ってきたが、このうち(1)「設備投資等の促進を支援する税制の拡充」、(2)「中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長」が平成 26 年度税制改正に取り入れられ、施行・延長されることとなった。

以下に中小企業・小規模事業者関係税制について抜粋して紹介する。

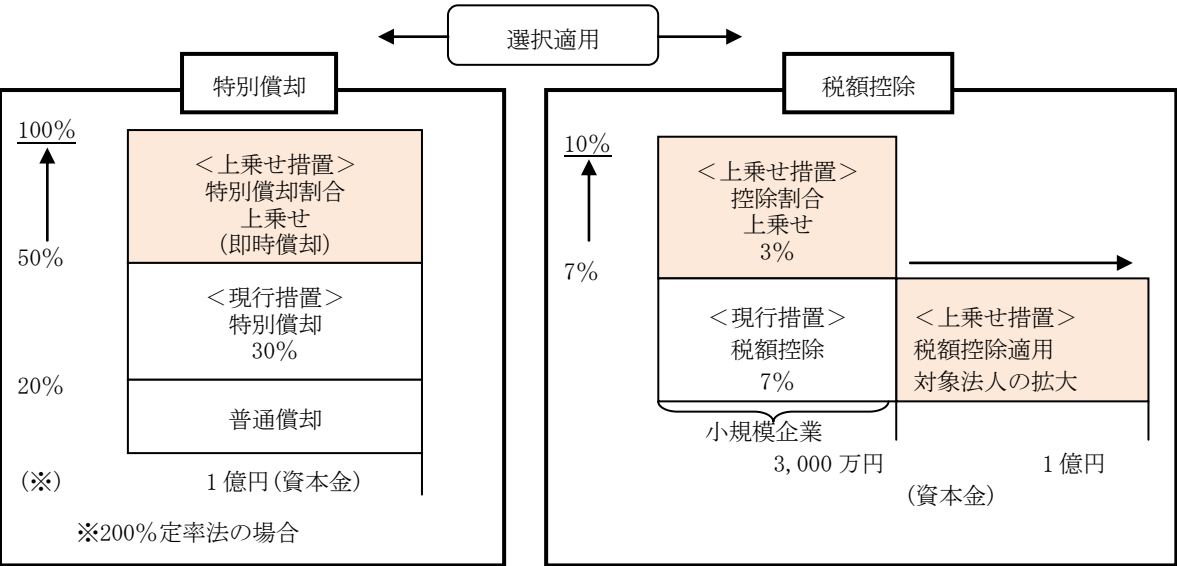
1. 中小企業投資促進税制の拡充・延長（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

○中小企業の生産性向上に向けた設備投資（ソフトウェア組込型装置を含む）に対して、現行の特別償却、税額控除措置からの上乗せ

○税額控除について利用可能な法人を拡大（従来：資本金 3,000 万円まで → 改正：1 億円まで）

○資本金 3,000 万円までの法人に対して税額控除割合の上乗せ（従来：7% → 改正：10%）

【改正概要】



【現行の特別償却・税額控除措置の対象】 平成 28 年度末まで 3 年間延長

対象業種		ほぼ全業種（娯楽業、風俗営業等を除く）
対象事業者		中小企業者等（資本金 1 億円以下）
対象設備	機械・装置	すべて（1 台 160 万円以上）
	器具・備品	電子計算機（複数台計 120 万円以上）
		デジタル複合機（1 台 120 万円以上）
		試験または測定機器（複数台計 120 万円以上）
	工具	測定工具及び検査工具（複数台計 120 万円以上）
	ソフトウェア	複数基計 70 万円以上
貨物自動車		車両総重量 3.5 t 以上
内航船舶		取得価額の 75%

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係税制)＜中小企業庁発表＞②

【特例償却割合上乗せ(即時償却)、控除割合上乗せ措置の適用対象】

産業競争力強化法施行日(平成 26 年 1 月 20 日)から平成 28 年度末まで 3 年間

- 旧モデルと比べて、年平均 1 %以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備
 - ・すべての機械装置(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
 - ・サーバー、試験・測定機器(最新モデルのみ)
 - ・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(最新モデルのみ、生産性向上要件なし)
 - 工業会等がメーカーから申請を受けて確認
- 投資収益率が 5 %以上となる投資計画に記載された設備(貨物自動車、内航船舶を除く現行措置の対象設備)に限る、生産性向上・最新モデル要件なし)
 - 申請者が作成する簡素な設備投資計画を税理士等がチェックし、経済産業局が確認

2. 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を即時償却又は 5 %税額控除
- 法律上の計画認定を要しない簡便な手続き

【税制措置】産業競争力強化法施行日(平成 26 年 1 月 20 日)から平成 28 年度末まで 3 年間

	平成 25 年度中	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別償却	即時	即時	即時	50%特別償却
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25%特別償却
税額控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%

【対象設備】産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。

A. 先端設備(旧モデルと比べて年平均 1%以上生産性を向上させる最新モデル)

＜対象＞ ※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

- ◆機械・装置(限定なし)
- ◆器具・備品(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバーなど)
- ◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)
- ◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア
- ◆工具(ロール)

＜確認方法＞

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善(事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が 15%以上、中小企業は 5%以上)

＜対象＞

- ◆機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

＜確認方法＞

申請者が作成する簡素な設備投資計画を会計士又は税理士がチェックし、経済産業局が確認

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係税制)＜中小企業庁発表＞③

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(少額特例)は、取得価額 30 万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等）を対象に、全額即時損金算入を認める措置
中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成 25 年度末とされていた適用期限を 2 年間延長

【措置内容】

	取得価額	償却方法	条件
中小企業者等のみ	30 万円未満	全額即時損金算入	合計 300 万円まで
全ての企業	20 万円未満	3 年間で均等償却※ (残存価額なし)	本則
	10 万円未満	全額即時損金算入	

※20 万円未満の減価償却資産であれば、3 年間で毎年 1/3 ずつ損金算入することが可能

4. 交際費課税の特例措置の見直し（法人税・法人住民税・事業税）

○法人が支出した交際費等は租税特別措置法により損金不算入。ただし、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費等は損金算入できる。

○中小法人について、次の選択適用を可能とする措置を 2 年間講ずる。

[現行] 定額控除限度額(800 万円)までの交際費の損金算入

[新設] 支出した飲食費の 50%を損金算入(大法人も利用可能)

【現行措置】(2 年間延長) 中小法人のみ

交際費等		
損金算入可能（法令で「交際費等」の範囲から除かれている）	800 万円（定額控除限度額）	
	1 人当たり 5,000 円以下の飲食費	飲食費
福利厚生費、会議費、少額宣伝広告費	飲食費以外（得意先への慶弔費等）	飲食費以外

【新設】(2 年間の措置) すべての法人

交際費等		
損金算入可能（法令で「交際費等」の範囲から除かれている）	飲食費自体の上限はなし	
	1 人当たり 5,000 円以下の飲食費	飲食費（50%まで）
福利厚生費、会議費、少額宣伝広告費	飲食費以外（得意先への慶弔費）	飲食費

中小法人は
有利な方の
選択適用が
可能

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係税制)＜中小企業庁発表＞④

5. 所得拡大促進税制の見直し・拡充(法人税・所得税・法人住民税)

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の 10%を税額控除する制度(法人税額 10%、中小企業等は 20%を限度)の要件を緩和し、適用期限を 2 年間延長して平成 29 年度末まで 4 年間
- 下記①③の要件緩和は、平成 25 年度当初に遡って適用(既決算企業は、平成 26 年度に税額控除額を上乗せ)

＜要件①＞給与等支給額の総額：平成 24 年度から 5%以上増加 → 総額「5%」増加要件を以下のとおり改め、適用期限を 2 年間延長(平成 29 年度末まで)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行	5%	5%	5%	—	—
改正後	2%	2%	3%	5%	5%

＜要件②＞給与等支給額の総額：前の事業年度以上

＜要件③＞給与等支給額の平均：前の事業年度以上 → 「平均」の比較対象を「継続雇用者に対する給与等」(＝退職者・再雇用者・新卒採用者を除く)、また、「前の事業年度以上」を「前の事業年度を上回る」に変更

東京都印刷工業組合「新春の集い」に議員連盟議員が出席－3 党から印刷産業へ支援メッセージ－

自民・公明・民主 3 党の議員連盟議員 15 名が、1 月 30 日、帝国ホテルで開催された東京都印刷工業組合「新春の集い」に来賓として出席した。当日は組合員、東京都、国会議員など約 540 人が集まり、出席した議員を紹介後、各党の代表議員から、東京の地場産業である印刷産業の発展に向けメッセージが送られた。

■自民党・宇田川聡史議員

東京都を支えている中小企業が、まだアベノミクスの効果を実感できず、経営に苦心しているという声を聞いている。都議会議員は企業経営に現場で接し、その状況を肌を感じているので、中小企業の支援を全力で進めていきたい。

■公明党・長橋けい一議員

中小企業のため予算強化を図り支援していきたい。東政連から頂いた要望にしっかりと応えるべく、新たに就任する都知事にも実現するよう伝えていきたい。

■民主党・石毛しげる議員

印刷産業はこれからも進化していく業界と認識している。都における中小企業の中核に位置し活力の原動力となることを期待しており、2020 オリンピック・パラリンピックに向け印刷産業の関わる活動は大きいと思う。東政連の要望にはしっかり応えていきたい。



東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

東京都印刷産業政治連盟への加入のお願い

業界団体では解決しにくい印刷・関連産業界の課題解決に向け、政治組織の力を結集し政策要望を実現させるために、東京都印刷産業政治連盟（東政連）への加入をお願いいたします。

●東政連活動の成果

都政へ具体的な要望を提示し働き掛けることで、これまで次の成果を上げています。

1. 用途地域第二種特別工業地区の制限を 150 m²から 500 m²へ緩和
2. 印刷重点の都立中央・城北職業能力開発センターを開校
3. 都発注印刷物の請負契約を実現

●東政連から行政に対する平成 25 年度の主な要望事項

1. 環境対策に関わる関連業界も含めた対応等についての支援
2. 労働安全衛生の保全・強化に向けた環境測定等の実施に対する助成措置
3. メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)の採用・普及
4. 災害時の BCP(事業継続計画)策定に関わる設備に対する助成措置
5. 官公需印刷物の最低制限価格制度の実施およびプロポーザル方式の推進
6. 印刷産業振興対策の充実についての運動
7. 制度融資適用資格の拡大要請

東京都印刷産業政治連盟加入申込書

平成 年 月 日

私は貴連盟の趣旨に賛同し、加入いたします。

所在地	(〒 -)		
企業名		所属支部	
代表者		申込者	
電話	()	ファクシミリ	()
所属団体 ☐ にレを付けて下さい。	☐ 東京都印刷工業組合 ☐ 東京グラフィックサービス工業会共済会 ☐ 東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合 ☐ 東京都製本工業組合 ☐ 日本印刷機材協議会 ☐ 関東複写センター協同組合 ☐ 東京スクリーン・デジタル印刷協同組合 ☐ その他 ()	機関紙 購読料 (会費)	[申込口数] 年額 3,600 円 × _____ 口
			[払込方法] 後日お送りする請求書に 振込先口座を記載、また 郵便振替払込取扱票を同 封します。 ☐ 銀行振込 ☐ 郵便振替払込

加入申込みは、本紙を東政連事務局へファクシミリ (03-3551-1642) でお送り下さい。